

## 令和4年度上期の協会事業活動の対応について

国および自治体が示す新型コロナウイルス感染防止対策を受けた、令和4年度上期の当協会事業活動に係る対応について、以下のとおりとしたい。

なお、下期以降の事業活動等の対応については、事業計画に沿った通常実施を基本とするが、上期末の状況によっては、別途対応についてお諮りする。

### ■ 協会事業活動に係る対応

#### 1. 基本的考え方

- ① 諸会議（役員会・委員会等）
  - ・開催案内時期を含め「緊急事態宣言」の発令地域に該当する場合は、会議案件の重要性や緊急性を考慮しながら、原則的に書面開催やリモート開催での対応とする。
  - ・「まん延防止等重点措置」またはこれらに準じる公的措置の地域に該当する場合は、感染拡大防止対策の十分な確保を前提として原則的に開催とする。
- ② 各種講習会や見学会（技術講習会、設備施設見学会等）
  - ・開催案内時期を含め「緊急事態宣言」の発令地域に該当する場合は、原則的に中止または延期とするが、リモート開催が可能な場合はこれによる対応を検討する。
  - ・「まん延防止等重点措置」またはこれらに準じる公的措置の地域に該当する場合は、感染拡大防止対策の十分な確保を前提として原則的に開催とする。
- ③ 官公庁との諸行事（道、開発局、札幌市との意見交換会等）
  - ・官公庁等との諸行事については、先方の意向を確認の上、感染拡大防止対策の十分な確保を前提として開催する。
- ④ 関係団体や学校関係者との諸行事（電設業関連四団体懇談会、技術系学校教諭との意見交換会等）
  - ・開催案内時期を含め「緊急事態宣言」の発令地域に該当する場合は、原則的に中止または延期とする。
  - ・「まん延防止等重点措置」またはこれらに準じる公的措置の地域に該当する場合は、参加者側の意向を十分に確認しながら、感染拡大防止対策の十分な確保を前提として原則的に開催とする。
- ⑤ 厚生行事
  - ・開催案内時期を含め「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」またはこれらに準じる公的措置の地域に該当する場合は、ゴルフ・ボウリング・野球の各部会にて自粛する。
  - ・歌唱部会は今年度内の開催を見送りとする。
- ⑥ その他
  - ・協会事業に伴う懇親会は取りやめる。
  - ・協会事業への参加の判断にあたっては、各社独自で外部会議等への参加ルールを策定している場合は、それを優先してご判断いただく。

#### 2. 事務局の運営

- ・昨年度と同様に、可能な範囲で業務実態に応じた時差出勤、テレワークを継続する。（10時～15時は、基本的に在席）

以上